

令和8年度 公園・街路樹等管理委託特記仕様書

(新川千本桜の清掃・点検等)

1) 日常清掃・点検

実施内容

- 植込み、通路、施設等の清掃を行うこと。
- 水際付近のゴミを除去すること。
- ゴミは、缶・BIN・ペットボトル・可燃・不燃に分別しポリ袋に入れ指定箇所に集積すること。
- 清掃日毎に施設（木橋、手洗所、石積等）及び水面の点検を行うこと。
- 破損等を確認した場合は、速やかに江戸川区に連絡すること。

勤務体制

清掃・点検日及び作業時間の可能な範囲は次のとおりとする。

毎日（年末年始12月29日～1月3日及び雨天日除く）

8時00分～15時00分

上記によりがたい場合は、江戸川区と協議の上決定することとする。

2) 「火の見櫓」案内・管理

実施内容

- 開錠・施錠を行うこと。
- 入場者の案内を行うこと。
- 混雑時は入場者が安全・快適に利用できるように入場制限を行うこと。
- 入場者が快適に利用できるよう、靴類や上履きの整理整頓を行うこと。
- 入場者の危険行為など、不適切な行動を見つけた場合は注意を行うこと。なお、注意を行う際は言葉づかい等に十分注意し、相手に不快感を与えないように留意すること。
- 入場者数の記録をし、報告を行うこと。
- 火の見櫓の点検・清掃を行うこと。入場者の状況により、余裕がある場合は付近の清掃・点検も行うこと。

開場日時

土・日曜日及び祝日（サクラ開花期は毎日）

10時～15時

但し、業務を必要としない日（年末年始12月29日から1月3日）を除く。

上記によりがたい場合は、江戸川区と協議の上決定することとする。

3) 「東屋」の開閉

実施内容

- 東屋の開閉を行うこと。

内部の点検・清掃をおこなうこと。

破損等を確認した場合は、速やかに江戸川区に連絡すること。

開場日時

毎日（年末年始 12月29日～1月3日除く）

8時～16時

上記によりがたい場合は、江戸川区と協議の上決定することとする。

その他、記載のない事項又は疑義が生じた場合は、江戸川区と協議の上決定することとする。